

近畿産大豆生産・需要拡大協議会設置要領

平成24年5月31日付け設置
平成25年2月26日改正
平成27年7月31日改正
平成28年2月23日改正
令和2年8月20日改正

1 趣旨

「新たな食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月に閣議決定され、平成30年度37%であった供給熱量ベースの総合食料自給率（以下「自給率」という。）を令和12年度までに45%の達成を目指すこととなった。

この基本計画の中で大豆は、平成30年度6%であった自給率を令和12年度は10%として、生産量を34万トン（現行の1.6倍程度）まで伸ばすこととしており、①国産原料を使用した大豆製品の需要拡大に向けた生産量・品質・価格の安定供給 ②耐病性・加工適性に優れた新品種の開発導入の推進 ③団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ④ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備が克服すべき課題となっている。

また、最近の大豆の国際相場は、中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大、世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、地球規模の気候変動の影響といった要因による穀物需給のひっ迫から、価格が上昇し、高水準が続いている。

このように大豆を取り巻く国際情勢が不安定な中で、国産大豆の生産拡大への期待は高まってきており、需要に応じた生産拡大を図っていくことは益々重要となっている。

このため、近畿管内の消費者、実需者、生産者及び行政等の大豆関係者による「近畿産大豆生産・需要拡大協議会」を設置し、これら各層での情報交換や連携した活動を通して相互理解を深め、近畿産大豆の品質向上と需要拡大を推進する。

2 協議会の構成

協議会の構成委員は、委員及び専門委員とし、委員は大豆の生産及び流通加工関係の双方に精通している府県の専門技術員とし、専門委員は、生産、流通、加工・販売に直接関わっている生産者や実需者等とする。（別添）

構成委員 委員：学識経験者、府県普及指導員、試験研究機関
専門委員：生産者、実需者、生活協同組合、調整販売団体

オブザーバー 府県、府県生産者団体等、農業機械メーカー、
近畿農政局消費・安全部、経営・支援事業部及び各支局・生産部経営所得安定対策チーム

事務局 近畿農政局生産部生産振興課

3 協議会の活動内容

- (1) 近畿産大豆品質向上・安定化、需要拡大の取組等の検討
- (2) 品質向上・安定化に向けての現地検討会等
- (3) 品質向上・安定化、需要拡大に向けての講演会等
- (4) その他（協議会の構成、設置に関する事項ほか）

4 協議会の設置

協議会の設置期間は4月から翌3月までの一年とし、1年ごとに更新するものとする。

5 協議会等の開催計画

- (1) 協議会は、毎年度2回（5月から7月及び翌1月から2月）程度開催する。
- (2) 現地検討会と講演会とは毎年度各1回程度開催する。

6 協議会の運営

協議会の事務局は、近畿農政局生産部生産振興課において行い、生産振興課長が事務局長を務める。